

サイバーポート(港湾物流)有料化について

令和8年1月

サイバーポート(港湾物流)運営者

サイバーポート（港湾物流）は、令和8年4月より有料化を実施いたします。サービスの継続的な運営のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

有料化の概要は下記の通りです。

開始時期	令和8年4月より
対象	使用料減額・免除事業者以外の事業種別を有するサイバーポート利用者
ご利用料金	月額1社 6,600円 (事業所数やユーザー数に関わらず一律)

※以下の範囲においては、サイバーポートを無料でお使いいただくことが可能です。

- 利用開始後、利用取引数が通算100件に到達するまでの間
- 月間の利用取引数が10件以下の月

※利用取引数には、帳票連携機能以外の機能（チャット、各種設定等）のみを使用する場合はカウントしません

※以下の帳票連携機能のみ利用する取引は、利用取引数にはカウントしません

- EDIFACT連携機能を通じたデータ提供（現在は船社のみ）
- ターミナル・倉庫への問合せ機能（ただし、問合せを受けるターミナル・倉庫側はカウント対象）

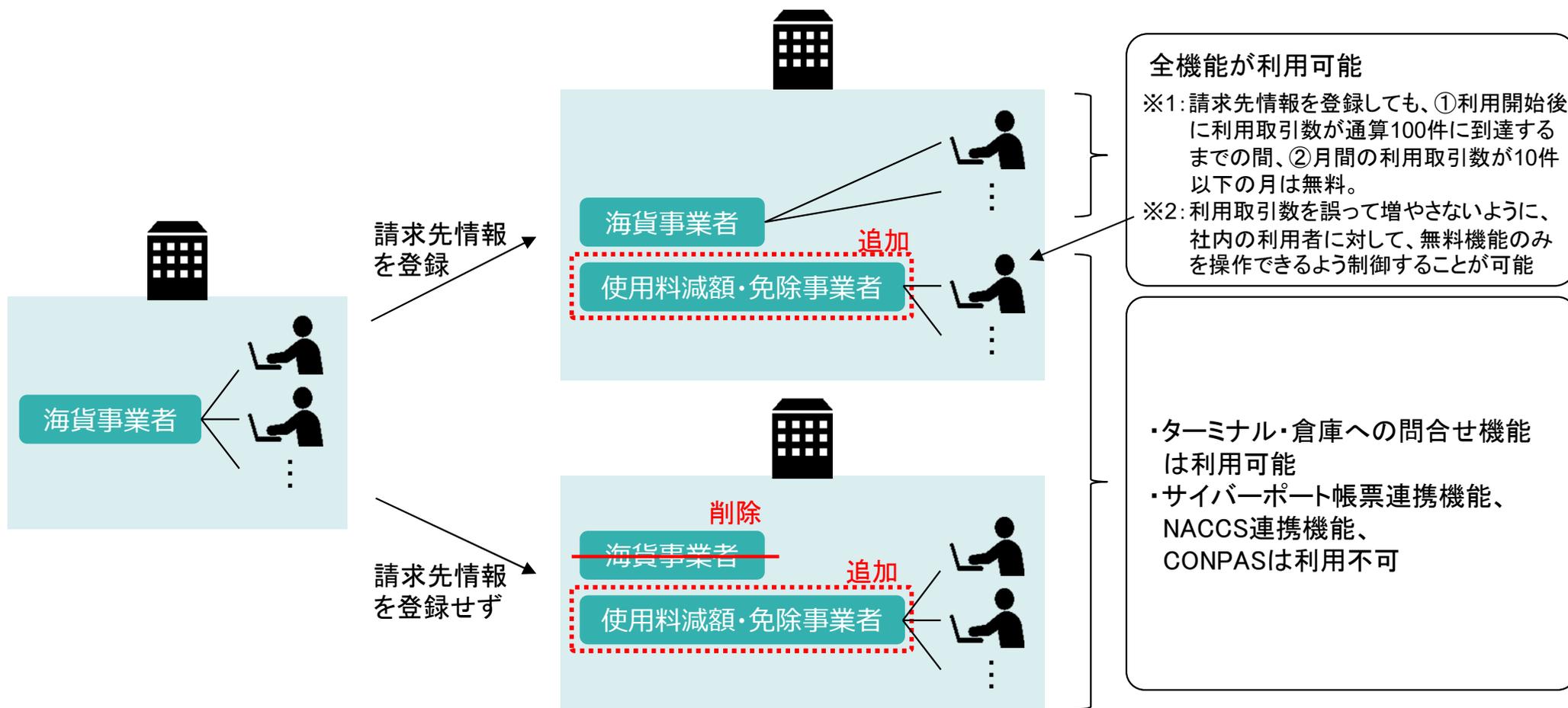
ご請求に関しては下記の通りです。

請求時期	毎年5月下旬
請求料金	前年度ご利用料金
請求方法	請求先メールアドレスにメールにて通知 ※前年度のご利用料金がない場合は通知はありません
お支払い方法	サイバーポート画面より、Pay-easy経由でオンラインにて納付

※「令和8年4月から有料化」とアナウンスしておりますが、例えば、令和8年度のご利用料金の請求は令和9年5月下旬となります。

サイバーポートの全機能を今後もご利用いただくためには、**請求先情報の登録**が必須となります。

登録期間	令和8年3月20日まで
登録方法	サイバーポート画面より入力
登録実施者	各社のサイバーポート管理者



よくある質問

Q

CONPASのみ利用する場合も、請求先の登録が必要になりますか？

はい、必要となります。まず前提としてCONPASに登録いただいている事業者はサイバーポートに登録いただいています。CONPASを利用するには、サイバーポートの使用料減額・免除事業者以外の事業種別が必要となるため、請求先の登録が必須となります。ただし、ただし、CONPASのみのご利用にはサイバーポートの利用料金は発生しません。

Q

請求先情報は登録したのですが、社内の利用者がサイバーポートで有料対象となる操作をできないように制御をすることはできますか？

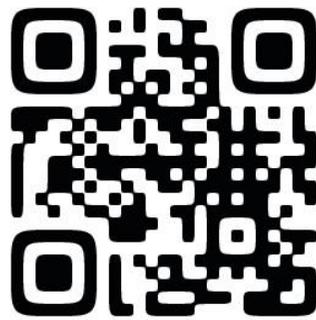
はい、可能です。

3月上旬を目途に、サイバーポートの全ての事業者に対し、無料の範囲のみ操作が可能となる区分（以下、使用料減額・免除事業者という。）を事業種別に追加いたします。使用料減額・免除事業者のみを持つ組織のみに利用者を紐づけることで、その利用者は無料対象の操作のみ実施可能となります。（前ページ※2のとおり）

具体的な設定方法は、改めてご案内させていただきます。

問合せ先

サイバーポートポータルサイト : <https://www.cyber-port.net/ja/contact/>



▲上の二次元バーコードより
ポータルサイトへアクセスできます